

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成29年8月23日午後1時00分～午後6時25分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 会計課遺失物対策室の取組状況について

警察署における遺失物取扱業務の負担軽減を目的とした、拾得物保管を実施する特例施設占有者の拡大推進状況及び施設占有者に対する遺失物管理プログラムの活用の推進状況について報告があった。

(2) 天満警察署新庁舎の完成について

老朽化等により、平成27年10月から現地建替工事を行っていた「天満警察署新庁舎」が本年8月31日に完成し、新庁舎での業務を本年9月25日に開始する予定である。また、落成式については、本年11月9日に開催する予定である旨の報告があった。

(3) 平成29年度第1四半期における監察実施結果について

平成29年4月から6月における随時監察の結果、捜査管理の徹底に関し、証拠物件の引継ぎや呼出簿の記載漏れ等の不備が認められたことから規程に基づく適正な運用について指導した。また、当直体制等において、警察手帳など装備品の未装着等が認められたことから基本勤務の徹底について指導した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 装備品の未装着等が認められたが、基本を遵守することは各種事故防止に繋がり、重要である。基本勤務が徹底されるよう、勤務員相互のチェック体制の見直しも含め、検討していただきたい。

○ 指導した事項については、当該所属のみならず、他の所属にも周知し、その活用に配慮していただきたい。

(4) 地域警察官による検挙好事例について

鶴見警察署地域課員が、強制わいせつ事件の緊急配備に従事中、被疑者の酷似した男を発見し、職務質問により検挙した旨の報告があった。

(5) 「平成29年秋の全国交通安全運動」の取組について

「平成29年秋の全国交通安全運動」については、9月21日から同月30日までの間、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を全国の重点として、また、「二輪車の交通事故防止」を大阪の重点として実施する旨の報告があった。

【委員発言】

○ 重大な結果を招く飲酒運転による事故を防止するためにも、発生実態に即した交通指導取締りに加え、積極的な広報啓発活動に取り組んでいただき、交通死亡事故の抑止に繋げていただきたい。

(6) 自転車左側通行徹底キャンペーンの実施について

道路交通の大原則である「車両の左側通行」を自転車利用者にも徹底させることを目的に、自転車通行空間が整備された路線を対象としたキャンペーンを展開し、良好な自転車交通秩序の実現と自転車通行空間の更なる整備促進を図る旨の報告があった。

【委員発言】

○ 自転車交通秩序の向上を図るためには、自転車通行空間の整備が効果的であることから、引き続き、道路管理者との協議を進め、更なる整備促進を図っていただきたい。

(7) 警護警備の実施について

8月30日に、「公賓」英国テリーザ・メイ首相の来阪が予定されており、所要の警備体制で警護警備を実施する旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 人事案件について

秋の定期異動構想について報告があり、その内容を了承した。

また、地方警務官の人事案件について報告があり、その内容に同意した。

(2) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、123件の行政処分を決定した。

(3) 特例施設占有者の指定について

遺失物法第17条に規定する特例施設占有者の指定について上申があり、可として決裁した。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）

に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、無店舗型性風俗特殊営業の停止（停止期間4月）を決定した。

イ 風営法に基づく行政処分1件（条例の遵守事項違反（卑わい行為））について、

審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間2月）を決定した。

(5) 警察署協議会委員・地域交通安全活動推進委員の解嘱について

警察署協議会委員・地域交通安全活動推進委員1名の解嘱について上申があり、可として決裁した。

(6) 不服申立てに対する裁決等について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案 1 件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(7) 審査請求に伴う物件提出要求書の受理及び証拠物件の追加提出について

平成 28 年 2 月 3 日付けの犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る審査請求に関し、国家公安委員会へ処分の理由となった事実を証する書類の提出についての上申があり、可として決裁した。

(8) 「大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例」の一部改正について

刑法の一部改正に伴い、「大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例」の一部改正について上申があり、可として決裁した。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく 6 月以上の営業休止に係る行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「6 月以上の営業休止」に係る行政処分 4 件について、それぞれ風俗営業許可の取消しを決定した。

(10) 少年指導委員の退任に伴う感謝状の贈呈について

少年指導委員 2 人の退任に伴い、感謝状の贈呈の上申があり、当公安委員会における表彰の基準に適合することから、可として決裁した。

(11) 地域交通安全活動推進委員の退任に伴う感謝状の贈呈について

地域交通安全活動推進委員 1 人の退任に伴い、感謝状の贈呈の上申があり、当公安委員会における表彰の基準に適合することから、可として決裁した。

(12) 警察職員等の援助要求について

警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく警察職員等の援助要求 1 件について、可として決裁した。

(13) 苦情及び意見要望の受理等について

ア 苦情 2 件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。

イ 苦情 1 件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。

ウ 意見要望 51 件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 人事評価に係る報告

「警察庁長官及び地方警務官に係る人事評価実施要領」に定める警察本部長に係る定期評価のための自己申告の内容について報告があった。

(2) 監督対象行為の確定について

取調べ監督対象行為事案の確定について報告があった。

(3) 監察案件について

監察案件について報告があった。

(4) 平成 29 年上半期における監察 110 番等の受理状況について

平成 29 年上半期における監察 110 番等の受理状況について報告があった。

- (5) 7月中の警察宛て苦情集約結果について
7月中の警察宛ての苦情申出状況及び反省・教訓の認められた事案の概要について報告があった。
- (6) 飲酒運転検挙対策の強化について
悪質・潜在化している飲酒運転の根絶を図るため、従来の飲酒検問の運用方法を見直し、ブロック体制（府下65警察署を10ブロックに編制）を活かした飲酒運転検挙対策を強化推進する旨の報告があった。
- (7) 運転免許取消処分取消請求事件の終結について
大阪地方裁判所に提訴されていた運転免許取消処分取消請求事件の判決について報告があった。
- (8) 運転免許更新処分取消等請求事件の終結について
大阪地方裁判所に提訴されていた運転免許更新処分取消等請求事件の判決について報告があった。
- (9) 審査請求に係る審査請求取下げ通知書の受領等について
平成27年9月2日付けの犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る審査請求に関し、国家公安委員会から審査請求取下げ通知書及び処分の理由となった事実を証する書類の返還を受けた旨の報告があった。
- (10) 刑事部主管に係る7月中の専決事務処理状況について
7月中における刑事部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (11) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について
8月7日から8月13日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上